

宮 城 言 友 会 規 約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、宮城言友会という。

第2条（所在地）

本会は、事務局を宮城教育大学障害児教育講座藤島研究室におく

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本会は、吃音問題解決に寄与することを目的とし、吃音者のセルフ・ヘルプを趣旨に活動を行う。

第4条（事業）

本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

- （1）吃音情報誌等の発行。
- （2）交流会等の開催。
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業。

第3章 会員

第5条（入会資格）

正会員は、本会の趣旨に賛同する吃音者または吃音問題に関心をもつ者とし、所定の手続きを経て、本会に登録され、会費を支払った者とする。原則としては15才以上とする。

第6条（会員の種別）

本会の会員は、以下の通りとする。

- （1）正会員 本会の趣旨に賛同し、常時会の活動に参加する会員。正会員の中に、一般会員、学生会員及び宮城県外に在住する遠隔地会員を設ける。
- （2）賛助会員 普段の参加はせずに会と繋がる会員。
- （3）同窓会員 宮城言友会会員の経歴を持ち、普段の参加はしないで会を支える会員。

第7条（入会）

会員として入会を希望する者は、本会所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、申し込むものとする。ただし、一般会員、学生会員および遠隔地会員の入会の可否は、事務局がこれを審議・承認し、総会に報告する。賛助会員、同窓会員については、承認の必要はない。

第8条（入会金及び会費）

会員は会費を納入しなければならない。会費は、以下の通りとする。

- （1）正会員の入会金は、金 2,000円、会費は、一般会員が金 3,000円（年）、学生会員及び遠隔地会員が金 2,500円（年）とする。
- （2）賛助会員の入会金は、金 2,000円、会費は、金 2,000円（年）とする。
- （3）会費は、年度内に納入する。
- （4）会計年度は4月1日～3月31日とする。

第9条（会員の権限）

会員は、本会における吃音に関する人的、物的資源と情報を利用することができる。

第10条（正会員の権限）

正会員は、総会に出席し運営に意見を反映することができる。

第11条（退会および除名）

（1）退会を希望するものは、本会に届けるものとする。ただし、既納の会費等は返還しない。

（2）2年以上の会費を滞納したときは、会員の資格を失う。ただし、その場合は滞納した会費全額を支払うものとする。

（3）本会の目的に反し、本会の運営を妨げたもの、また、本会の名誉を損なう行為のあったものは、総会の決議により除名することができる。

ただし、緊急を要するときには、事務局の決議により除名し、総会の承認を得るものとする。

第4章 役員

第12条（事務局）

本会には、役員として会長1名、副会長1名、事務局長1名、事務局員若干名、会計委員1名からなる事務局を設け、会の機能を高めるための活動を行う。ただし、事務局員は、会長が指名する。

第13条（事務局会議）

（1）事務局会議は、事務局長がこれを招集する。

（2）事務局会議においては、事務局長が議長となり、本会の事業を企画し、必要となる一切の事項を審議し、運営する。

（3）事務局会議は委任を含む構成員の過半数をもって成立する。

（4）事務局が必要と認めた場合は、臨時事務局会議を開催できる。

（5）会長は専門部を置くことができる。

（6）緊急を要する事項の決定は事務局会議で行ない、事後、総会または同等の方法によって承認されなければならない。

第14条（会計監査）

本会は、事務局の他に会計監査委員1名をおき、事務局を牽制する。

第15条（任期）

（1）役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

（2）役員に欠員が生じた場合、事務局はそれを補充し、総会で承認されなければならない。

第16条（役員の仕事）

（1）会長は、本会を代表し、民主的な会の仕事に努めなければならない。

（2）副会長は、会長を補佐する。

（3）事務局長は、日常会務の遂行に当たる。

（4）会計委員は、本会の資産を健全に保全し、会計を担当する。

（5）会長、副会長、事務局長、事務局員、会計委員は、事務局を構成し、所定の仕事

を行なう。

(6) 会計監査は、会計を監査する。

第17条（役員を選出）

役員は、宮城言友会の正会員とする。

(1) 事務局員以外の役員は、正会員の推薦を受けることを原則とするが、立候補することもできる。また、立候補者がいない場合は、事務局が役員候補者を選出する。

(2) 役員は、総会または同等の方法によって選出・承認されなければならない。

第5章 総会

第18条（機能）

本会の最高議決機関は、総会であり、会の機能を高めるためのあらゆる決定を行う。

第19条（招集）

総会は、原則として年1回開かれ、会長がこれを招集する。その他、事務局が必要と判断した場合に臨時総会を開催することができる。

第20条（開催請求）

会員は、事務局に臨時総会の開催を請求することができる。

第21条（定足数）

総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。

第22条（審議事項）

総会は、次のことを審議・決定する。

- (1) 事業活動の承認
- (2) 会計の承認
- (3) 役員を選出及び承認
- (4) 規約の改定
- (5) 入会及び退会の了承
- (6) その他、総会に付する適当と認める事案及び動議

第23条（意思決定）

総会は、会員の合議をもって意思決定を行う。

第6章 その他

第24条（顧問）

本会は、総会の意思に基づき顧問をおくことができる。顧問は、会の社会的な機能を高めるための助言等を行う。

附則

本規約は、1995年4月1日より発効する。

附則（1998年4月1日） 本規約は、1998年4月1日から施行する。

附則（2005年4月1日） 本規約は、2005年4月1日から施行する。